

福井県眼鏡製造業最低工賃改正のお知らせ

効力発生の日 令和5年4月30日

1 適用される家内労働者、委託者の範囲

福井県内で眼鏡製造業に係るねじ込み、ろう付け、粗磨きの業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者



2 最低工賃額

(1) ねじ込み（座金の組込み作業を含むものに限る）の工程

部位	材質	金額
丁番	金枠	1か所につき 5円50銭
丁番を除く	(洋白を除く)	1か所につき 4円50銭

(2) ろう付けの工程

部位	材質	金額
ブリッジ（山）とリム	洋白	1か所につき 16円00銭
ブレースバー（わたり）とリム		1か所につき 15円00銭
ち（智）とリム		1か所につき 14円00銭
よろいち（よろい智）とリム		1か所につき 16円00銭
パッド足とリム		1か所につき 13円50銭
丁番とテンプル		1か所につき 14円00銭
	チタン	1か所につき 20円00銭

(3) 粗磨き（自動機械によるものを除く）の工程

部位	材質	金額
テンプル	チタン	1本につき 11円00銭

最低工賃制度とは？

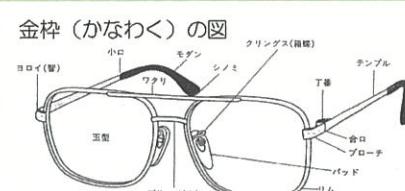
最低工賃制度とは、家内労働法に基づき、委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その**最低工賃額以上**の工賃を支払わなければならないとする制度です。

お問い合わせは

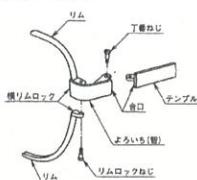
福井労働局 賃金室 ☎0776(22)2691

または

福井労働基準監督署 敦賀労働基準監督署 武生労働基準監督署 大野労働基準監督署
☎0776(54)7722 ☎0770(22)0745 ☎0778(23)1440 ☎0779(66)3838



よろいち（ち）の図



家内労働法を守りましょう！

1 「家内労働手帳」を家内労働者に交付して、委託の都度、記入しましょう

- 委託者が家内労働者に仕事を委託する時は、無用なトラブルが生じないよう、あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておくことが必要です。
- 家内労働法では、家内労働者に仕事を委託するに当たって、委託者は家内労働者に「家内労働手帳」を交付し、必要な事項を記入すべきことを定めています。

伝票式家内労働手帳 モデル様式

基本委託条件の通知						
平成 年 月 日						
家内労働者	氏名			委託者	氏名	
	性別	生年月日			名称	
	住所				営業所	所在地
請助者	氏名			代理人	氏名	
	性別	生年月日			代理	生年月日
	住所				TEL	TEL

基本的な委託条件等は、次のとおりで御承認下さい。
なお、御承認の場合には御連絡願います。

原材料の受渡しの都度（注文伝票）

注文伝票					
平成 年 月 日					
品名	数量	単位	納期	備考	委託者
工賃支払期日 平成 年 月 日付け「基本委託条件の通知」による。					

（注）記入いただいた旨を確認して下さい。

（注）1. 品名・数量・単位を明確に記入して下さい。並表欄には製品名・受付料・運送料等の書類内容を併せて記入すること。
2. 請助者名は、委託ノ印記、組織、品名や他の営業又は販売料等の他の商品をさかんに購入する場合、そのノード、その品名、
数量又は内訳を記載せしめねばなりません。代車の場合は、代車の運送料等を記入下さい。

物品の受渡しの都度（受入伝票）

受入伝票					
平成 年 月 日					
品名	数量	単位	金額	製品の受渡日	備考
合計					
月	日	年	日	月	年

（注）記入した旨を確認して下さい。

（注）1. 品名・数量・単位を明確に記入して下さい。並表欄には製品名・受付料・運送料等の書類内容を併せて記入すること。

2. 品名欄に「受取料」と記入する場合は、上欄のみ記入下さい。

3. 受取料欄に「代車料」と記入する場合は、下欄のみ記入下さい。下欄に記入されると、

（注）「家内労働手帳」は、法律で定める事項が記載されていれば、伝票形式など別の形式でも差し支えありません。

2 工賃は、原則として現金で、その全額を1か月以内に支払いましょう

- 工賃は、原則として、現金でその全額を支払わなければなりません。
ただし、家内労働者の同意がある場合には、以下の方法によって支払うことができます。
①郵便為替 ②銀行等の預金口座への振り込み ③郵便振替口座への振り込み又は振り替え
- 工賃は、家内労働者から製品を受け取ってから1か月以内に支払わなければなりません。
毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その工賃締切日から1か月以内に支払わなければなりません。

3 「最低工賃」を守りましょう

福井県においては、「福井県眼鏡製造業最低工賃」（表面に記載）と「福井県衣服製造業最低工賃」が決められています。

これらの仕事を委託している場合には、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

4 労働基準監督署に届出ましょう

委託状況届

委託者は、委託する仕事の内容や家内労働者数などについて、

①委託者になったとき ②毎年、4月1日現在の状況を、4月30日までに

委託者の営業所を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければなりません。

家内労働死傷病届

委託者は、家内労働者又は補助者が、委託した業務に関して、負傷したり、病気にかかって4日以上休業した場合、又は死亡した場合には、遅滞なく、委託者の営業所を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければなりません。